

かものういんだより

2020年6月号

発行：静岡県賀茂農林事務所

所在地：〒415-0016 静岡県下田市中531番地の1

電話番号：0558-24-2075 FAX番号：0558-24-2163

ホームページ：https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-710/



伊藤 晃 賀茂農林事務所長から一言



当賀茂地域は、今年に入り2月頃から新型コロナウイルス感染症の影響で、観光入込客が激減し、主要産業である観光業を中心に非常に大きな影響を受けています。

農業関係では、旅館、ホテル等の相次ぐ休業でわさびをはじめ農産物の需要が減少し、さらには、イベントや会議などの自粛で花きの需要が激減しています。林業関係では、消費税の増税と併せて消費者の住宅建築マインドの落ち込みは明らかです。

このような厳しい状況ではありますが、新型コロナに打ち勝ち、新しい環境に対応していかなければなりません。

このため、農業分野では、傾斜地で小区画の農地が多く農地集積が難しい環境であったことから、これからの新しい農業に向け、松崎町と南伊豆町で伊豆縦貫道の建設発生土を活用して農業基盤整備事業の取組を進めています。

また、林業分野においても管内のスギ・ヒノキの人工林率は43.5%（県平均58.8%）と低く、小面積の森林所有者が分散しているため大規模な集約化が難しく、効率的な森林施業が出来なかったことから、西伊豆町等を中心に森林を集約化して林道等の道路網整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、新たに主伐再造林などに取り組み、林業の成長産業化を図っています。

今後も、地域の方々の意見を聞き、関係者と連携して賀茂地域の更なる発展のため、新たな農林業に取り組んでまいりますので、引き続き御支援をお願いします。

担当：総務課（0558-24-2075）

若手職員の農業体験研修を行いました。

4月28日（火）、5月22日（金）に賀茂郡松崎町にある石部の棚田で賀茂農林事務所の若手職員による農業研修を行いました。石部の棚田は静岡県棚田等十選に選出され、令和元年12月には棚田地域振興法（令和元年8月施行）に基づく棚田地域として、県内で初めて指定された棚田です。研修の1回目は「畦塗り」、2回目は「田植え」を行いました。

この研修には主任以下の若手職員が参加し、役場担当者や地元保存会の指導を受けて作業を行いました。近年の整備された田んぼではほとんどの作業が機械化されていますが、機械が入らない棚田ではほとんどが手作業です。今回の研修で手作業の過酷さを体験したことで、営農の効率化の重要性などを考えることができました。一方で、作業効率は悪いものの、棚田が持つ美しい景観や棚田を中心に形成されるコミュニティも体感できたと思います。今後もこうした研修を積極的に開催し、当地域の農林業振興に役立てていきます。



担当：農村整備課（0558-24-2080）

野生鳥獣の無許可捕獲・無登録飼養は違法です！

鳥獣保護管理法では、原則として野生鳥獣の捕獲を禁止しており、野生の鳥獣を捕まえることができるのは特別な許可を得た捕獲や狩猟期間中における狩猟免許者による狩猟などに限られています。違法な捕獲や飼育などは、懲役又は罰金の対象となる場合がありますので御注意ください。

弱った野生鳥獣の保護が目的であっても捕獲は禁止されているほか、病気に感染している恐れもありますので、そっと見守るか市町の鳥獣対策担当課や農林事務所へ御連絡ください。

担当：森林整備課（0558-24-2082）

～知っておこう～ 農薬危害防止運動とは

農薬危害防止運動は、「農薬取締法」「毒物及び劇物取締法」などの関係法令に基づき、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、農薬の適正販売などについて周知を徹底し、農薬による事故などを防止することを目的としたものです。例年、6月1日～8月31日の3か月間に運動を実施しています。

地域振興課では運動期間に、ポスター・パンフレットを用いた農薬及びその取扱いに対する正しい知識の普及啓発や、農薬の適正使用・適正販売について指導を行っています。

農薬の使用・販売について疑問等ある場合は、地域振興課まで御連絡いただくようお願いします。



担当：地域振興課（0558-24-2079）

WELLかも！
「バラ」



河津町バガテル公園では、最盛期に6,000株ものバラが優美に咲き誇り、観る人の心を癒します。ここで御紹介するのは【観る】バラではなく【食べる】バラです。「バラを食べる？」イメージできないかもしれません。そう、これは『食用バラを河津町の新たな名産品に』という生産者の挑戦なのです。現在、ジャムが販売されていますので、バラの香りと食感を味わってみてください。

治山パトロールを実施しました。

6月1日から15日まで、集中豪雨や台風等に起因する山地災害等から、住民の生命・財産を守るため、「治山パトロール」を実施しました。

今年度は、約50箇所の治山施設の点検と、周囲の森林を調査しました。また、点検した施設のうち、修繕を要するものは補修などの対応も検討します。

施設の異常や荒れた沢などの危険が感じられる場所がありましたら、お住まいの市役所・町役場や当事務所治山課まで御連絡ください。



担当：治山課（0558-24-2084）

新型コロナウイルスによる農業経営への影響調査

5月14日に企画経営課および地域振興課で、新型コロナウイルス感染症対策による農業への影響の調査と国の支援策の情報提供のため、農業経営士を対象に巡回を実施しました。

花生産者等で売上減少という影響が出ており、経営維持のため、持続化給付金や無利子融資等の支援策を説明しました。



担当：企画経営課（0558-24-2076）